

2011年3月28日

東北関東大震災および福島第一原子力発電所事故にともなう対応について  
(申し入れ 第二)

茨城県教育委員会

委員長 大久保 博之 殿

茨城県高等学校教職員組合

執行委員長 岡野 一男

東北・関東大震災による障害はいまなお継続しています。常磐線土浦以北・水戸線・水郡線・ひたちなか海浜鉄道湊線などの不通、一部地域での断水が続き、水戸以北でのガソリン入手難も解消されていません。道路・橋梁・住宅の改修も多くが未着工のままです。また、一部の学校では、被災地からの避難者を受け入れています。

福島第一原子力発電所の事故は、複数の原子炉圧力容器と使用済核燃料プールからの放射性物質の放出・拡散が激烈に進行し、一層の事態悪化の過程にあります。県内産農産物の汚染や東京・千葉に及ぶ水道水汚染からもわかるように、半径30kmの外側でもすでに顕著な放射能物質の拡散が進行しています。とりわけ現地から70ないし80km地点の北茨城・高萩地域では、本来であれば退避すべき高いレベルの放射線が連日観測されています。

こうした状況下にあつて、ほとんどの学校で新年度の教育活動を例年通りの日程で実施しようとしているうえ、放射線被曝にたいする対策をまったく講じていないことは、児童・生徒の安全と健康に対する配慮に欠ける行為というほかなく、まことに憂慮すべきことです。

茨城県教育委員会は、家族を含めた児童・生徒の置かれた困難に無頓着であつたり、また国・県の根拠なき「安全」宣言に無批判に追従してはならないのであつて、大震災による障害の継続を考慮して教育活動を実施する義務、あわせてただちに放射線被曝回避策を講ずる義務を負っているのです。

当面、つぎのと通りの措置をとるよう申し入れます。

記

1. 県立学校の入学式を従前の予定通り4月6日に一斉に実施することは無理があるので、同日一斉実施に拘泥しないこととし、すくなくとも一週間以上日程を繰り延べ、適切な施設で実施するよう措置すること。それ以外の教育活動についても、福島第一原子力発電所の状況をも勘案し延期等の措置をとること。
2. 放射線被曝についての「安全」宣言を撤回し、北茨城・高萩地域については、ただちに児童・生徒の退避を実施するよう、国・県知事に意見を述べること。
3. 児童・生徒の放射線被曝を抑制するため、当面、校舎外での教育活動をおこなわないよう措置すること。福島第一原子力発電所からの放射性物質放出状況を踏まえたうえで、気象予報にもとづき、リアルタイムで警報を発するシステムを構築すること。

以上